

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 9 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年10月から58年3月まで

私は、身体障害者手帳が交付された時点で国民年金に未加入だったが、市役所職員から、「国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付すれば障害福祉年金の受給資格を得ることができる。」と説明されたので、父親がそのとおり加入手続きを行い、遡って保険料を納付した。

しかし、私の年金記録を確認すると申立期間が未納となっているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年12月9日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立期間より前の時期ではあるものの、A市役所においては、他の被保険者の領収書及び広報誌等で過年度保険料を受領していたこと、及び特例納付保険料を代理収納していたことが確認できる。

さらに、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致する上、申立人の父親は、B職として勤務しており、経済的に安定していたものと考えられることから、18か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付する資力は十分あったものと考えられる。

加えて、前述の国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の氏名が誤って記録されていることから、申立人の記録管理が適正になされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 55 年 7 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 61 年 3 月まで

サラリーマンの妻も国民年金に加入できることを知り、姉と一緒に付加年金を含めて任意加入した。姉は一時脱退したが私はそのまま加入し、保険料の納付を続けていた。姉と間違えて資格喪失された可能性もあるので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 12 月に国民年金に任意加入し、加入当初から付加保険料を含めた保険料を納付しており、申立期間を除く全ての期間についても、付加保険料を含めた保険料を納付し続けるなど国民年金制度への関心と納付意識の高さがうかがわれる上、申立人の夫が 57 年 12 月に海外単身赴任するまでは生活状況に大きな変化はなかった。

また、申立人は、「銀行などで定期的に保険料を納付していた。」と述べているところ、申立期間直前の昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間を 57 年 4 月 12 日に付加保険料を含めて過年度納付しており、この時点で、申立期間のうち 55 年 7 月から 56 年 12 月までの期間は過年度納付が可能な期間であり、同様に付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたとしても不自然ではない。

一方、「昭和 50 年 11 月 5 日に国民年金に任意加入して以来、資格喪失することなく加入していた。」と述べているが、国民年金被保険者名簿によると昭和 57 年 1 月 30 日に国民年金の被保険者資格を喪失する申出があった旨が記録されており、申立期間のうち同年 1 月から 61 年 3 月までの期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考え

られる。

また、申立人は、「姉が国民年金の資格喪失手続をした際に、間違えて私の資格が喪失されたのではないか。」と述べているが、申立期間当時、姉はA市に居住しており、B市役所がA市に住む姉の国民年金の資格喪失手続を行うことはできず、姉の資格喪失処理と間違えられたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間のうち昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和55年7月から56年12月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年9月1日に、資格喪失日に係る記録を25年4月1日に、同法人D支店における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、22年9月から23年5月までは600円、24年10月から25年3月までは7,000円、同年4月及び同年5月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和22年9月から23年5月までの期間については、履行していないと認められ、24年10月から25年5月までの期間については、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月1日から23年6月1日まで
② 昭和24年10月1日から25年4月1日まで
③ 昭和25年4月1日から同年6月1日まで

夫（故人）は、昭和18年にA法人に入社し、50年9月に退職するまで継続して勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録が2か所も途切れているのはおかしい。

会社からもらった人事記録からは、申立期間①及び②についてはC支店に、申立期間③についてはD支店に勤務していたことが確認できるので、調査をして記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の社会保険事務手続等を担当する社会保険労務士法人Eが保管している人事カード、同法人における年金問題担当者の証言及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人がA法人に継続して勤務し、申立期間に

係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①に係る同法人F支店から同法人C支店への異動日については、人事カードの記録において、当該期間に同法人C支店に勤務していたことが認められることから昭和22年9月1日とし、申立期間②及び③に係る同法人C支店から同法人D支店への異動日については、同人事カードの記録から25年4月1日とすることが妥当である。

また、標準報酬月額について、申立期間①は、申立人に係る同法人C支店の事業所別被保険者名簿における昭和23年6月の記録から600円、申立期間②は、同名簿における24年9月の記録から7,000円、申立期間③は、同法人D支店の事業所別被保険者名簿における25年6月の記録から8,000円とすることが妥当である。

一方、同法人C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同法人において被保険者資格を取得した日と同日の昭和23年6月1日であり、申立期間①は適用事業所としての記録は確認できない。

しかしながら、同法人C支店において昭和23年6月1日から24年5月31日までの記録が確認できる同僚は、「私は、C支店の開設（昭和22年5月）から一步遅れて同支店に勤務することとなり、2年間ほど勤務したと思う。申立人は私よりも前から同支店に勤務しており、私が入社した時には申立人を含む合計6人が在籍していた。」と述べていることから、同支店は、申立期間①において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件である「常時5人以上の従業員を使用するもの」を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間①について、事業主は、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び③について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年12月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月8日から55年6月1日まで

昭和41年にB社に入社し、同社がA社を買収した後に再建の責任者としてA社に異動した。その後は、両社を頻繁に異動していたが継続して勤務していたことは間違いない。空白となっている申立期間について調査をして年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びA社の複数の同僚、元事業主及び両社の経理担当者の証言から判断すると、申立人が両社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、確認できる資料は無いものの、申立期間前のB社における雇用保険の離職日が昭和54年12月8日となっており、同僚等の供述からも、B社の離職後に継続してA社に勤務していたと認められることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和54年11月及び55年6月の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連

資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から63年12月まで

私は、昭和58年に高校を卒業後、専門学校に進学したが中退した。その後しばらくアルバイトなどをしていましたが、63年頃にA市役所で国民年金と国民健康保険への加入手続を行った。後日、未納分を遡って納付するという書類が届いたので、貯金を取り崩して国民年金と国民健康保険の保険料を併せて60万円から70万円程支払った。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和63年頃A市役所で国民年金と国民健康保険への加入手続を行った。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の資格取得日等から平成2年12月初め頃に払い出されたものと推認できる上、A市における国民健康保険の被保険者資格取得日も同年11月29日となっており、加入手続を行った時点で、制度上、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、「国民年金と国民健康保険の保険料を併せて60万円から70万円納付した。」と述べているところ、仮に、申立人の主張どおり、昭和63年に国民年金及び国民健康保険の加入手続を行っていたとした場合、国民健康保険については、被保険者資格取得前の期間であり、A市役所から被保険者でない期間の保険料納付を促す書類が届いていたとは考え難い上、国民年金については、当該時点から遡って納付することが可能な国民年金保険料の金額は19万2,240円であることから、申立人の主張する金額と合致しない。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料納付は母親が行った

と述べており、申立人はこれらに関与しておらず、納付場所及び納付時期等について詳細が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1050 (事案 397 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 53 年 3 月まで
前回の申立ては、加入手続や納付金額等の記憶が曖昧であるとして認められなかったが、今回は A 市役所での手続について詳細に思い出したので、再度調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 7 月に払い出されていることが確認でき、番号が払い出された時点において、申立期間の保険料については時効により納付することはできないこと、ii) 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の新たな記憶として、自宅近くの A 市役所 B 支所では国民年金の資格取得手続ができなかったため、A 市役所に出向き手続した後、毎年、国民年金保険料を前納で納付したと主張している。

しかしながら、A 市役所に確認したところ、B 支所は、昭和 42 年に C 市が他の二つの市と合併し A 市となった際に、C 市役所を改称したものであり、C 市役所が行っていた窓口業務は全て継承したとしており、申立期間当時、国民年金の資格取得手続及び保険料の納付は可能であったとしている。

したがって、申立人の再申立てに係る主張は事実と相違しており、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1051

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から52年12月まで
昭和49年12月末で役場を退職してすぐ国民年金の加入手続をし、保険料を納付した。唯一1冊だけ残っていた51年の家計簿に、保険料を納付したことを示す記載がある。隣組で保険料を納付していたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、役場を退職してすぐに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、申立人に対し昭和53年2月9日に払い出されており、ほかに申立人に係る手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は、この頃初めて国民年金に加入し、保険料の納付を開始したと考えるのが相当である。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和53年1月30日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、これは申立人が所持している年金手帳の記録とも一致していることから、申立期間は国民年金未加入期間である上、制度上、任意加入被保険者期間である申立期間の国民年金保険料を遡って納付することもできない。

さらに、申立人から提出された昭和51年の家計簿には、8月30日、9月29日、11月30日及び12月17日の支出欄にそれぞれ「年金1400」と記載されており、当該金額は当時の一人1か月分の国民年金保険料と一致しているが、申立期間当時、申立人は、その夫及び義父母と同居しており、オンライン記録によると、申立人を含むそれら4人のうち義父のみが51年8月から同年12月の期間について国民年金の被保険者資格を有し保険料を納付して

いたことが確認できることから、当該家計簿に記載のある年金保険料が、義父のものである可能性を否定できない。

加えて、申立期間のうち昭和 50 年 1 月から 51 年 7 月の期間、同年 10 月及び 52 年 1 月から同年 12 月までの期間については、上述のとおり、申立人が国民年金に加入していたことを確認できないとともに、制度上、当該期間の保険料を遡って納付することもできない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 45 年 3 月まで

私の国民年金の加入状況を確認すると、申立期間が未加入であることが分かった。申立期間当時、自宅に未亡人会に加入していた叔母や当番の女性が交代で国民年金保険料の集金に来ていたことを覚えている。

しかし、申立期間の年金記録については、年金事務所から、誤って他人の記録を統合していたが、誤りが判明したため取消しを行い、未加入となっていると説明されており、そのような説明には全く納得がいかないので、私の国民年金の加入記録と納付状況を詳しく調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出されていた国民年金手帳記号番号は、申立人に対し昭和 51 年 1 月 12 日に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人はこの頃初めて国民年金に加入したと考えられ、その時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は集金により納付していたとする一方で、過去に国民年金手帳を紛失したことはないと主張しているが、申立期間当時における居住地域の保険料の納付方法は、集金により保険料を徴収し国民年金手帳に検認印を押すことで領収を示す方法であったことが確認できることから、申立人が現在所持している年金手帳のほかに申立期間の保険料納付を記録する国民年金手帳を所持していなければ、申立期間の保険料を集金により納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人は、第3回

特例納付制度を利用して昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立期間について国民年金の被保険者資格を有していた場合は、当該特例納付時において、申立期間の保険料を納付することが可能であるが、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は 48 年 4 月 1 日と記載されており、これは、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）等の記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入であり、第 3 回特例納付制度を利用しても申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間の年金記録については、年金事務所から、誤って他人の記録を統合していたが、誤りが判明したため取消しを行い、未加入となっていると説明されており、当該説明に納得できないと主張しているところ、オンライン記録によると、当該説明どおりに、昭和 44 年 10 月から 45 年 5 月までの期間の保険料について、一旦納付済みと記録され、その後に当該記録が申立人と同姓同名の別人の記録と判明したため取り消されていることが確認できるが、このことをもって申立人が申立期間の保険料を納付していたことを推認することはできない。

このほか、申立人及びその家族が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1069

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月 21 日から 9 年 1 月 1 日まで

私は、A社に平成 7 年 4 月 3 日から 8 年 12 月 31 日まで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録では、8 年 12 月 21 日までとなっているのは納得できないので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、平成 9 年 1 月 31 日に A 社から給与（10 万 1,755 円）が振り込まれていること、及び事業主の証言から、申立人が、申立期間に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び申立人から提出された年金手帳によると、申立人は、平成 8 年 12 月 21 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録における離職年月日も同年 12 月 20 日であることが確認できる。

また、A社では、「資格喪失確認通知書からみて、申立人が平成 8 年 12 月 21 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることは間違いのない。9 年 1 月 31 日に振り込まれた給与は、前月の給与締切日（12 月 20 日）に退職し、その後非常勤で勤務した給与であり、厚生年金保険料は控除していない。」としている。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している 18 人（うち 2 人は現職）のうち 11 人が月の途中で資格喪失しており、このうち 8 人が申立人と同様に、A社の給与締切日の翌日となる 21 日に資格喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月28日から53年10月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、昭和32年8月から53年9月までの期間について、平均25万円の給与が支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B、C、D、E及びFの各支店並びに本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間のうち、昭和33年8月から35年4月までの期間、同年8月から36年9月までの期間、37年10月から40年4月までの期間、41年5月から44年10月までの期間、45年10月から46年10月までの期間、48年9月及び同年10月並びに50年9月から51年7月までの期間（計134か月）に係る申立人の標準報酬月額は、申立期間当時の標準報酬月額の上限額（12等級1万8,000円、20等級3万6,000円、23等級6万円、28等級10万円、33等級13万4,000円及び35等級20万円）であることが確認できる。

また、Gから提出された申立人のH厚生年金基金に係る「中脱記録照会（回答）」によると、申立人が当該基金の加入員であった期間の標準報酬月額は、上限額となっていない期間も含め、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と全て一致していることが確認できる。

さらに、申立人と同時期にA社B支店において被保険者資格を取得している年齢や職種が同じ複数の同僚の同支店における標準報酬月額を確認したところ、申立人と同額又はほぼ同額となっている上、その後の同社における標準報酬月額についても申立人とほぼ同様の標準報酬月額で推移しており、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬月額、オンライン記録と一致しており、標準報酬月額を遡って訂正した形跡は無い上、社会保険事務所（当時）が約 21 年間に及ぶ標準報酬月額の算定において、誤って記録し続けたとは考え難い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 37 年 8 月 21 日まで

A 社 B 営業所への入社時の給与は 2 万円程度、退職時の給与は 3 万 2,000 円程度あったと記憶しているが、申立期間の標準報酬月額が大変低い額となっている。

また、給与は年々上がっていったのに、同じ標準報酬月額であった期間が続き、昭和 36 年に大幅に改定されているのはおかしい。記録だけではなく、当時の社会情勢や経済状況も考慮に入れて判断し、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 営業所に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得している職種や年齢が同じ複数の同僚の同社における資格取得時の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額となっている上、その後の同社における標準報酬月額についても申立人とほぼ同様の標準報酬月額で推移しており、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、申立人は資格取得時の標準報酬月額は、2 万円程度であったと主張しているが、当該時点における同一職種の先輩社員二人の標準報酬月額は、それぞれ 1 万 5,000 円程度となっていること、及び申立期間当時の標準報酬月額の最高等級額が 1 万 8,000 円であることから、申立人の資格取得時の標準報酬月額が 2 万円程度であったとは考え難い。

さらに、厚生年金保険法第 21 条により、標準報酬月額は、算定対象月の 3 か月間に支払われた報酬の平均月額から決定されることとなっており、給与支給額が上がったとしても、上げ幅によっては等級が変動しないこととな

り、給与支給額がそのまま標準報酬月額に決定されるものではないことから、同じ標準報酬月額の期間が続いたとしても不自然ではない。

加えて、同法第 23 条では、昇給等により固定的賃金の変動し、変動月以後 3 か月間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分に当てはめ、従前額と比べ著しく高低差（2 等級以上の差）を生じた場合は、事業主からの届出により随時改定が行われる旨が規定されている。A 社 B 営業所に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和 36 年 2 月に申立人を含む 11 人中 7 人の被保険者の標準報酬月額が大幅に改定されている一方、資格取得後数か月しか経過していない 4 人については随時改定が行われていない状況を踏まえると、同社は昇給等により標準報酬月額が大幅に変動することになった申立人を含む 7 人の被保険者については、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出し、標準報酬月額が随時改定されたと考えるのが自然である。

また、申立人の A 社 B 営業所に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿とオンライン記録の標準報酬月額は一致している上、標準報酬月額を遡って訂正した形跡は無く、社会保険事務所（当時）において不合理な処理が行われた状況はうかがえない。

さらに、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、同僚等からも申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

なお、申立人は、申立期間当時の社会情勢や経済状況も考慮に入れて判断すべきであると主張しているところ、労働白書によると、昭和 32 年 7 月における A 社 B 営業所と同規模の事業所における年齢別、勤続年数別及び業種別平均賃金水準は、いずれも申立人の資格取得時の標準報酬月額とほぼ同額となっている上、29 年から 35 年にかけての賃金上昇率は比較的安定した上昇にとどまっているのに対して、36 年には数年ぶりに大幅な賃金水準の上昇が示されていることから、同年に大幅に給与が上がり、標準報酬月額が改定されたと考えても不自然ではない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1073

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月1日から43年6月30日まで

正確な所在地などは不明であるがA社に勤務していた。結婚式に社長を招待したこと、社長の姓がA氏であったこと、B市のC町付近に事業所があり、D区の自宅から自転車で通勤していたこと以外記憶していない。

調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻時の記憶から、申立期間にA社に勤務していたとしているが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は死亡しているため、申立てに係る具体的な供述が得られない上、事業主の氏名は姓しか分からず、同僚の氏名も不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
平成 12 年 4 月 21 日から A 事業所に勤務しているが、厚生年金保険の資格取得日は同年 5 月 1 日と記録されている。申立期間に勤務していたことを示す資料を提出するので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された職員異動届及び A 事業所から提出された社員台帳等の複数の資料により、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所の担当者は、「申立人は平成 12 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得したため、同年 4 月の保険料は控除していない。」と述べており、事業主が保管する給与支給台帳において、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月1日から26年5月1日まで

A社に勤務していた期間、事業主の妻から仕事を教えてもらいながら、会社の総務関係の仕事をしていた。社会保険関係の事務もしていたのに、私の厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間においてA社で厚生年金保険被保険者であった者に照会を行ったが、申立人の同事業所における在籍期間や厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、上記同僚は、自身の勤務期間を5年ほどとしているものの、厚生年金保険の被保険者期間は36か月であり、「A社は、従業員が勤務し始めてから2年ほどの期間は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」としている。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の親族に照会しても、申立てに係る状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月30日から60年9月2日まで

A社に勤務していた昭和54年6月1日から平成6年12月11日までの期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務していたと主張しているが、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の同社における雇用保険被保険者期間は昭和54年6月1日から57年4月30日までの期間及び60年9月2日から平成6年12月10日までの期間となっており、この記録はオンライン記録で確認できる厚生年金保険被保険者記録とおおむね一致している。

また、A社の総務責任者は、「社会保険への加入に当たっては、従業員の中には、配偶者等の被扶養者になるので社会保険への加入をやめたいと申し出る者もいるため、従業員の意向に沿って処理している。」旨の説明をしている。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和57年5月10日に健康保険証を返納していることが確認できるとともに、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人はその翌日から夫の被扶養者となっていることが確認できる。

以上の事情等を踏まえると、申立人は、申立期間について夫の被扶養者となり、厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立

人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 56 年 4 月まで

私が、A社に勤務していた申立期間当時に、同社内の私宛てに届いた郵便封筒が見付かったので、申立期間の厚生年金保険の加入状況について調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間中の消印が押された申立人の氏名を記載したA社の郵便封筒により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、当該事業所の元事業主は、「事業所として厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している上、オンライン記録によると、元事業主は申立期間の一部について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が一緒に勤務したとする同僚について、申立人の記憶は同僚の姓のみであり、当該同僚の所在等を特定できないため、同僚に対して申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除についての確認ができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 14 日から平成 8 年 10 月 9 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額の 40 万円より低い記録になっている。納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額の 40 万円より低いと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間当時において、申立人の標準報酬月額のみが他の被保険者と比べ著しく低額であるという状況はみられない上、標準報酬月額が 40 万円以上と記録されている者も見当たらない。

また、当該事業所の総務担当者は、「当時、C職の給与はB型賃金と言い、一般的に売上の 63%を支給していた。売上部分がほとんどであり、固定給の変動がないため月額変更届は行っていなかった。申立人に係る算定基礎届は 5月から7月の売上額を記入して提出していた。月額 40 万円以上支給されていたということであれば、単純に少なくとも 64 万円ぐらいの売上になり、これを毎月維持するということは考え難い。」と説明している。

さらに、当該事業所の親会社に、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について照会したが、当時の資料は保管されておらず、確認することができなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。